

中世 1 古代～中世の土地制度の実況中継① 班田収授法

ここで学ぶこと

- 1 荘園制度
- 2 承久の乱後のテーマ
- 3 御成敗式目
- 3 永仁の徳政令

中世分野で荘園制を理解することが中世を制するといっても過言ではない。

貴族って何？そこから始めよう！

土地所有者であって、領主でもあり、加えて中央政府にポストをもつことからくる威信が加わると貴族だね。でも当時は公家と称された。公家は土地を誰かから寄進された。

官僚制

畿内の有力氏族で五位以上の上級役人である。経済的特権として〈**封戸**〉や禄、田地、資人が給付され、身分的特権として〈**蔭位の制**〉があった。貴族の子は貴族なのだ。

地方官制は

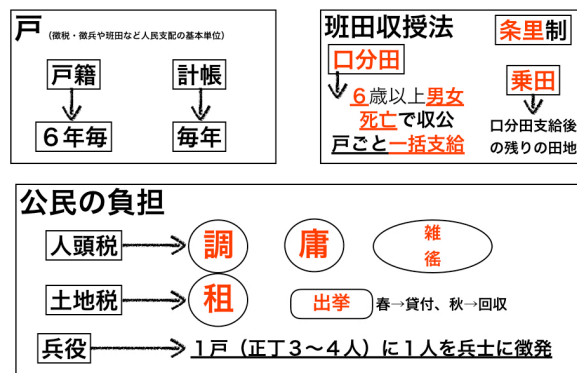
国・郡・里で編成。

国→**中央**から貴族・官人を〈**国司**〉として一定**任期**のもとで〈**国衙**〉に派遣した。律令支配を徹底させるためである。ここで重要な役割を果たすのが→〈**郡司**〉です。東大の過去問に登場する、国司と郡司の違いについて説明せよ、なんか、その証左です。郡→〈**地方豪族**〉を郡司に任用、任期は**終身**で**世襲**された。地方行政の実務である租税徴収などは、現地に通じている者でないとスムーズにできない。だから地方豪族なのだ。律令国家は、地方豪族が前代からもっている在在を支配する力を郡司の求めたのである。里→50戸で1里を編成、〈**里長**〉を任命した。

公地公民制

班田収授について

班田収授の極意シート（切り取ってミニノートに貼る）



→ **口分田** を班給して **租** を得るとするのが班田収授の仕組みです。 **6** 歳以上 **男女** に **6** 年毎に班給 (**死亡** すると収公) ・戸ごとに一括支給されました。女子は男子の **2/3** というのもおさえ、唐の **均田制** を真似たことも押さえてください。上記の図に該当する語句を記し、理解の役立ててください。

この課税方法ですが **人頭税** であることを理解してください。人単位で課税しています。だから戸籍や計帳を作ったのです。しかし、古代において正確な戸籍を作って人民を把握することは想像しても難しかったことがわかります。どこに誰がいるかは、難しかったでしょう。だから **偽籍** が横行し人々は税から逃れたのです。

奈良時代 公地公民制が動揺する

戸籍に登録されている本籍から離脱→**浮浪**・**逃亡**の発生

律令制は浮浪・逃亡を取締りの対象とした。

また、戸籍の性別・年齢を偽る→**偽籍**の記載

影響は

調・庸の滞納や品質の低下→中央の財政に影響を及ぼした。

軍団兵士の弱体化

そこで朝廷は→本籍地の戻すことを原則とするが、無理なことがわかり、浮浪先で調・庸を付加する。浮浪人帳を作って把握したが厳しいのが現実。

土地政策はどうだったか！

人口は増加するのに土地はない。新しく開墾したときの規程がなかったのだ。

そこで、開墾を奨励する。722年、百万町歩の開墾計画を朝廷が立てた。

な⁷に²さ³723 三世一身法 (養老七年の格) →墾田の期限付きの私有を認めた。土地政策を変更します。 **墾田永年私財法** (天平十二年の格) により墾田の永久私有を認可する。しかしこれにより、墾田の売買・譲渡・寄進が可能になり、皇族・貴族や大寺院の私有地が拡大していく

ことになった。たまりかねて、称徳天皇のときに加懸禁止令が出され寺院を除いて新規開墾を禁止しています。→光仁天皇の時解禁。

NO1 国家の土地支配力の変化 (論述)

墾田永年私財法により、国家の土地支配力はどう変化したかを20字以内で答えなさい。

NO2 古代土地制度 慶應 (商) 2012

(キ) 大化改新後の律令制施行により、民衆は戸籍・計帳に登録され、行政の最末端、法律・行政上の班田や租税負担の単位として、25人程度から編成される《ア》に口分田が与えら

早慶への日本史

れた。717年～740年頃の郷里制下では、国が春に貸し付け、秋に高い利息とともに徴収する《イ》も実施された。しかし、8世紀初頭には口分田は荒廃した。政府は人口増加による口分田の不足に対応するため、百万町歩開墾計画を立て、723年に《ウ》法を施行した。のちに743年には《エ》法を發布し、開墾した田地の私有を保障した。これはかえって貴族や寺院が私有地を増やすきっかけとなり、荘園の起源となった。

問1 下線部キについて、大化改新がおこなわれたときの天皇は誰か。

正解→

問2 《ア》に入る語句は何か。正解→郷戸

問3 《イ》《ウ》《エ》それぞれに適語を入れよ。

イ→出挙、ウ→三世一身法、エ→墾田永年私財法

初期荘園の形成

皇族・有力な貴族や大寺院が墾田を集め出す。ただし輪租(免税特権を持たない)であった。国司や郡司の協力によって周辺の公民や浮浪人に賃租(貸し出して地子を取る)した。

有力農民の台頭

私出挙を通じて周辺の下層農民や浮浪人を支配下におき、未墾地や荒廃した耕地を開発して大規模な農業経営を展開し、富を蓄積する有力農民が出現します。有力農民の中には馬や船を使って運送業に従事し、調・庸などの物を都へ運送を担う者も出現しました。

平安時代前期

嵯峨天皇から宇多天皇にかけての時期、蔵人所や檢非違使庁を基礎として、律令管制の重要機能を天皇が直接掌握していった。そこで天皇と結ぶ少数の皇族・貴族=院宮王臣家が権勢をふるうようになります。それゆえ、天皇の代替わりが皇族・貴族の宮廷での地位を左右するようになり、どこの家柄だけでは地位を確保することが困難となっていきます。また、天皇の政治的権限を代行する摂政・関白の出現により大きく官僚制は変化していく。

地方支配のゆきづまり

国司による地方支配にゆきづまりが出てくる。なにせ、浮浪・逃亡・偽籍が横行し、戸籍にもとづく人民を支配する術が形骸化してくる。また有力農民の中には、院宮王臣家と結んで国司の徴税に対抗しようとする動きが強まり、国司襲撃や調・庸などを盗む略奪行為も発生していった。国司や郡司の支配力も弱りが生じていったのです。

政府にまともな税収が入ってこない。そこで、政府の各機関自分たちで農民を雇って耕作し、税収の代わりに運営費用を作っていた。その田のことを畿内では①官田といいます。特に大宰府が運営していた官田を②公営田といいます。天皇家まで③勅旨田という私有地を営み財源としていたのです。

こうなると、どこが口分田なのか、どこが荘園なのか、まるでわからなくなってくる。そこで④醍醐天皇の時代の902年→⑤延喜の荘園整理令が出されます。

史料があります。

律令国家再建のため、三善清行が意見します。

臣某言す……臣、去る寛平五年、備中介に任ず。彼の国下道郡に邇磨郷有り。爰に彼の国の

Pain is inevitable Suffering is optional

風土記を見るに、皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方、新羅の軍を率ゐて百濟を伐つ。……皇極天皇六年庚申より、延喜十一年辛未に至るまで、纔に二百五十二年、衰弊の速なること亦既に此の如し。一郷を以て之を推すに、天下の虚耗、掌を指して知るべし。

「臣」とは、三善清行、この史料は意見封事十二箇条であり醍醐天皇の求めに応じて書かれたことを確認。

律令国家の変質 平安時代中期に地方支配制度が転換する。

国司制度の変化である。受領が成立、守または介に一国全体の行政権限・責任が集中していく。朝廷は受領に任国の支配を委任する。すなわち、中央への一定額の税の徴収を請け負わせていくのである。受領のもとで国内統治をになう国衙は、田所・税所などの行政機構が整備され、受領が郎等として京から連れていった下級官人や私的に登用された在地の有力者が実務を担っていきます。そうした行政機構を担った人々を→在庁官人と総称します。受領が中央政府へどのくらい税を納めるかはある程度自由であったため、私腹を肥やし巨額の利益をあげるものが出現した。まとめると次のようになる。

守・受領

9世紀末～10世紀前半、国司の交替制度を整備し、任国に赴任する最上級者=守に大きな権限を与えられた。

律令制支配が行き詰まるなか、国司に徴税や地方支配の権限が大幅に委ねられるようになり、任国に赴いた国司の最上席者は受領と呼ばれた。出世するためには徴税をしっかりと、だから取り立ては厳しい。右の図を見ながら…

国司は領内の田地を名という課税単位に編成し、田地の広さに応じて徴税した。10世紀、田堵と呼ばれた有力農民が田地の耕作を請け負うようになった。堵って家の周りの垣根の意味だ。名の耕作を請け負った有力農民は、税の単位となる田地の呼称を付して税の納入請負人→負名とも呼ばれた。

国司が任国に赴任せず、国司としての収入のみを受け取ることを遙任

受領の代表が、「尾張国郡司百姓等解文」の藤原元命と、「今昔物語集」で「受領ハ倒ル所ニ土ツカメ」と言ったとされる信濃守藤原陳忠である。

国の守が任国にいない場合、派遣される代官を目代といい、国のトップ(守)が不在となった国衙を留守所、留守所をしきる現地の役人を在庁官人という。ここは次の図解によって覚えやすくしよう！

